

小樽市勤労者共済会給付金給付事業規程

(目的)

第1条 この規程は、小樽市勤労者共済会（以下「共済会」という。）が行う給付金等（以下「給付金」という。）給付事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員に生じた給付事由に応じ、給付金を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、共済会又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、共済会が独自に実施し、給付金の給付の条件等は、共済会が別に定めるものとする。

(掛金の納期)

第3条 規約第9条第2項に定める掛金は、当月分を前月の末日までに納付しなければならない。

(契約代表者)

第4条 共済会の会員は、加入事業所ごとに契約代表者を選任し、当該事業所代表者の同意を得て共済会理事長に届け出なければならない。契約代表者を変更した場合も同様とする。

2 契約代表者は、次に掲げる業務を処理する。

(1) 当該事業所の新規加入会員の入会金及び所属会員の共済の納付について

(2) 当該事業所の従業員等の新規加入並びに所属会員の脱退及び異動の届出について

(3) 当該事業所の所属会員の給付金の請求及び領収について

3 契約代表者は、当該事業所が閉鎖又は休止したときは、全会員を共済会から脱会させなければならない。

(委任)

第5条 会員は、共済会への加入及び脱退等の異動の届出、入会金及び掛金の納入並びに給付金の請求及び領収についての事務を契約代表者に委任する。

(契約の発効)

第6条 契約の効力発生は、理事長が入会申込書又は会員異動届を受理した日の属する月の翌月の初日の午前零時からとする。

(契約の失効)

第7条 契約の失効日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員の死亡又は、重度障害による場合にあっては、死亡又は重度障害の確定した日

(2)脱会又は退会による場合にあっては、共済会が脱退又は退会を承認した日
(給付金の請求)

第8条 給付金の支払いを受けようとする場合は、給付金請求書に証明書類を添付して請求するものとする。

2 給付金の請求権の時効は、給付事由の発生した日の翌日から起算して3年とする。

(給付金の支払)

第9条 給付金の請求があったときは、特に調査に日時を要する場合を除いて速やかに給付金を支払うものとする。

2 給付金は、契約代表者に給付金を支払うことにより、会員に対する債務を果たしたものとみなす。

第10条 削除

(届等の様式)

第11条 この規程による届等の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入会申込書 別記1号様式
- (2) 会員異動届 別記2号様式
- (3) 入会通知書 別記3号様式
- (4) 会員カード 別記4号様式
- (5) 給付金請求書 別記5号様式

附則(昭和59年4月9日)

- 1. この規程は、公布の日から施行する。
- 2. 小樽市勤労者共済会事務処理規程(昭和51年8月5日施行)は廃止する。

附則(昭和59年11月1日)

- 1. この規程は、公布の日から施行し、昭和59年11月1日から適用する。

附則(昭和60年4月9日)

- 1. この規程は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附則(昭和62年4月9日)

- 1. この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成6年4月28日)

- 1. この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則(平成10年1月20日)

- 1. この規程は、公布の日から施行し、平成9年12月1日から適用する。

附則(平成10年4月28日)

- 1. この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則(平成11年2月12日)

(施行期日)

- 1. この規程は、平成11年2月12日より施行する。

(経過措置)

- 2. この規程の施行の際、この規程による改正前の小樽市勤労者共済会共済金給付事業規程の規程に基づき作成された用紙がある場合は、必要な訂正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

付則（平成１９年４月２３日）

１．この規程は、公布の日から施行し、平成１９年４月２３日から適用する。

付則（平成２６年４月２３日）

１．この規程は、公布の日から施行し、平成２６年４月２３日から適用する。

付則（令和２年４月３０日）

１．この規程は、公布の日から施行し、令和２年４月３０日から適用する。

附 則（令和５年４月２８日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月２４日）

この規程は、令和７年４月２４日から施行する。

別表 1

給付事由				給付金額(円)
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		1,050,000
		不慮の事故により死亡した場合		550,000
		疾病により死亡した場合	7 1 歳未満	300,000
			7 1 歳以上	150,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			40,000
	会員の子が死亡した場合			20,000
	会員の親が死亡した場合			6,000
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			20,000
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		1,050,000～42,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		550,000～22,000
		疾病により重度障害の状態とな った場合	7 1 歳未満	300,000
			7 1 歳以上	150,000
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した 場合	1 4 日以上	5,000
			3 0 日以上	10,000
			6 0 日以上	15,000
			9 0 日以上	20,000
			1 2 0 日以上	25,000
住宅災害 保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損 害の程度が右の割合となつた場 合	50%以上	300,000
			30%以上50%未満	210,000
			20%以上30%未満	150,000
			20%未満	60,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程 度が右の割合となつた場合	70%以上	90,000
			20%以上70%未満	45,000
			20%未満	9,000
		会員の居住する建物の床上浸水		
祝 金	結婚祝金	会員が結婚した場合		16,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合		6,000
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		4,000

別表 2

給付事由				給付金額(円)
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	1 4 日以上	5,000
			3 0 日以上	
			6 0 日以上	
			9 0 日以上	
			1 2 0 日以上	
祝 金	結婚祝金	会員が結婚した場合		4,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合		4,000
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		6,000
		会員の子が中学校に入学した場合		10,000
	結婚記念祝金	会員が結婚して 2 5 年（銀婚）の記念日を迎えた場合		10,000
	勤続祝金	在会して 5 年以上の会員が、勤続して右の期間を経過した場合	1 0 年	10,000
			2 0 年	10,000
			3 0 年	10,000
餞別金	退会餞別金	在会して 5 年以上の会員が、定年退会した場合		10,000
死亡弔慰金	会員の親が死亡した場合			4,000